

令和5年度

スポーツ教室・特別講座 受講生 各位

公益財団法人 徳島市体育振興公社

欠席連絡および受講料還付について

令和5年度 スポーツ教室・特別講座を受講いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症も、度重なる変異株が発生しており、新規感染者も増減を繰り返しているところです。

公社では、これまでに引き続き、「感染予防ガイドライン」に基づき、「基本的な感染防止対策の徹底」を行いながら、スポーツ教室・特別講座を運営してまいります。

尚、受講料還付につきましては、今まで通り下記内容に該当する場合のみ還付対象とさせていただきますので、欠席される場合は、必ずご連絡くださいますようお願いいたします。

また、休講や日程変更する場合がございますので、ご参加の際は公社ホームページで実施状況をご確認ください。

大変お手数をかけ申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

還付できる欠席理由

1. 中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の休校、休園や学級閉鎖、学年閉鎖により行動制限を受けたため、受講を自粛した。
 2. 受講生ご本人または、ご家族に陽性者が出た場合、感染の恐れがない旨の判断が出るまでの期間、受講できなかった。
 3. 新型コロナウイルスのワクチン接種のため、またその副反応で体調が悪くなったため回復するまでの間、受講できなかった。
- ◆ 上記以外の個人的なご都合や体調不良による欠席は、還付対象とはなりません。
その他詳しい内容については、各教室・講座の担当スタッフまでお問い合わせください。

※注 **新型コロナウイルス感染症が、「5類」に引き下げになった場合は還付対象から外させていただきます。何卒ご了承ください。**